

した者は、この省令に規定する第一種販売主任者免状または第二種販売主任者免状にかる販売主任者試験に合格したものとみなす。

附 則（昭和四三年四月一五日通商産業省令第四一号）抄

1 この省令は、昭和四三年五月一日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一日通商産業省令第六五号）抄

1 この省令は、昭和四三年六月一日から施行する。ただし、高圧ガス作業主任者および高圧ガス販売主任者試験規則第一条および第六条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年八月一日通商産業省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年二月一九日通商産業省令第八号）

1 この省令は、昭和五一年二月二十二日から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（以下「旧規則」という。）の規定により高圧ガス保安協会が行う講習の課程を修了した者についての改正後の高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（以下「新規則」という。）第五条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に旧規則の規定により丙種化学責任者免状に係る高圧ガス製造保安責任者試験に合格した者についての新規則第六条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五二年六月八日通商産業省令第二九号）

この省令は、昭和五十二年六月十五日から施行する。

附 則（昭和五三年八月一五日通商産業省令第三七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第三の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から前項ただし書に定める日までの間は、改正後の第七條第一項中「高圧ガス製造保安責任者試験受験願書」とあるのは「高圧ガス製造保安責任者試験受験願書に

写真（手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。以下この項において同じ。）を添えて」と、「高圧ガス販売主任者試験受験願書」とあるのは「高圧ガス販売主任者試験受験願書に写真を添えて」と読み替えるものとする。

附 則（昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四八号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（平成六年一〇月二五日通商産業省令第七一号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二一日通商産業省令第一八号）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に交付された製造保安責任者免状の様式については、改正後の第二条第一項の様式にかかわらず、なお従前の例による。この省令の施行前に交付された販売主任者免状の様式については、改正後の第二条第四項の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年三月二五日通商産業省令第一六号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月一日通商産業省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二九八号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日経済産業省令第三五号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

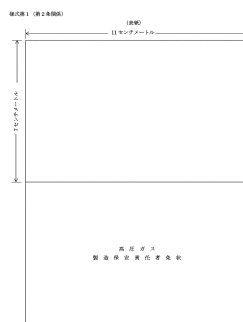
附 則（令和五年六月九日経済産業省令第三二号）

1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

様式第1（第2条関係）



(2) 店名

※ 法人番号を記入してください。

法人番号

法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

※ 法人番号を記入してください。

法人名称

※ 法人番号を記入してください。

法人名称

(3) 法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

(4) 法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

(5) 法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

法人名称

様式第3（第2条関係）

様式第3（第2条関係）（平仮名欄及び「住所」「電話番号」「代表者名」「会社員番号」は必須）

高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況		年	月	日
高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況		取得年月日		
氏名	西			
氏名及び生年月日				
高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況				
年	月	日		

住所欄及び住所

電話番号欄

代表者名欄

会社員番号欄

備考欄

備考1 この欄に記入する。但し、高圧ガス製造主任の資格取得状況は記入しないこと。

備考2 この欄に記入する。但し、高圧ガス製造主任の資格取得状況は記入しないこと。

様式第4（第2条関係）

様式第4（第2条関係）

（表紙）

高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況

高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況

様式第5（第2条関係）

（表紙）

高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況

高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況

様式第6（第2条関係）

（表紙）

高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況

高圧ガス製造保安規則等に基づく高圧ガス製造主任の資格取得状況

備考 1 表紙は、黒色の革、レザー又はビニール製とし、文字は金色又は黄文字とする。
2 月紙は、洋紙とする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の横は記載しないこと。

年 月 日

氏 名

報道岩井知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A 4 とすること。
2 × 和の項は記載しないこと。

様式第9（第10条関係）

[illegible]